

福岡県豊前海区画漁業権

1

- (1) 免許番号 豊区第1号
- (2) 漁業権者 苅田町漁業協同組合
- (3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 京都郡苅田町地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域  
基点第11号 北九州市小倉南区旧曾根干拓新田工区防波堤東南角に設定した標識

- (イ) 基点第11号から真方位038度39分 334メートルの点
- (ロ) 基点第11号から真方位067度00分 260メートルの点
- (ハ) 基点第11号から真方位053度49分 122メートルの点
- (ニ) 基点第11号から真方位016度18分 241メートルの点

- (4) 地元地区 京都郡苅田町
- (5) 制限又は条件 漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。
- (6) 存続期間 平成30年9月1日から令和5年8月31日まで

2

- (1) 免許番号 豊区第2号
- (2) 漁業権者 蓑島漁業協同組合
- (3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 行橋市大字蓑島地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域  
基点第15号 行橋市大字蓑島の蓑島漁港(本港)防波堤突端に設定した標識

- (イ) 基点第15号から真方位015度45分 1,355メートルの点
- (ロ) 基点第15号から真方位057度20分 1,020メートルの点
- (ハ) 基点第15号から真方位308度40分 130メートルの点
- (ニ) 基点第15号から真方位352度15分 890メートルの点

- (4) 地元地区 行橋市蓑島
- (5) 制限又は条件 漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。
- (6) 存続期間 平成30年9月1日から令和5年8月31日まで

3

- (1) 免許番号 豊区第3号
- (2) 漁業権者 蓑島漁業協同組合
- (3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 行橋市大字蓑島地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第17号 行橋市大字蓑島北東端岩礁に設定した標識

- (イ) 基点第17号から真方位006度30分 610メートルの点
- (ロ) 基点第17号から真方位090度30分 390メートルの点
- (ハ) 基点第17号から真方位116度00分 200メートルの点
- (ニ) 基点第17号から真方位338度30分 225メートルの点
- (ホ) 基点第17号から真方位341度15分 540メートルの点

- (4) 地元地区 行橋市蓑島
- (5) 制限又は条件 漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。
- (6) 存続期間 平成30年9月1日から令和5年8月31日まで

4

- (1) 免許番号 豊区第4号
- (2) 漁業権者 蓑島漁業協同組合
- (3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 行橋市大字蓑島地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域  
基点第18号 行橋市大字蓑島の蓑島漁港(天神) 東部防波堤突端に設定した標識

- (イ) 基点第18号から真方位035度30分 770メートルの点
- (ロ) 基点第18号から真方位095度20分 730メートルの点
- (ハ) 基点第18号から真方位163度10分 340メートルの点
- (ニ) 基点第18号から真方位004度00分 430メートルの点

- (4) 地元地区 行橋市蓑島
- (5) 制限又は条件 漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。
- (6) 存続期間 平成30年9月1日から令和5年8月31日まで

5

- (1) 免許番号 豊区第5号
- (2) 漁業権者 豊築漁業協同組合
- (3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 豊前市大字八屋地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第23号 豊前市大字八屋九電築上発電所埋立地東北角に設定した標識

(イ) 基点第23号から真方位000度00分 280メートルの点

(ロ) 基点第23号から真方位000度00分 50メートルの点

(ハ) 基点第23号から真方位273度45分 550メートルの点

(ニ) 基点第23号から真方位296度24分 609メートルの点

- (4) 地元地区 豊前市八屋
- (5) 制限又は条件 漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。
- (6) 存続期間 平成30年9月1日から令和5年8月31日まで

6

- (1) 免許番号 豊区第6号
- (2) 漁業権者 豊築漁業協同組合
- (3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 豊前市大字八屋地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第23号 豊前市大字八屋九電築上発電所埋立地東北角に設定した標識

(イ) 基点第23号から真方位007度02分 184メートルの点

(ロ) 基点第23号から真方位033度15分 225メートルの点

(ハ) 基点第23号から真方位121度10分 300メートルの点

(ニ) 基点第23号から真方位145度00分 455メートルの点

(ホ) 基点第23号から真方位173度15分 375メートルの点

(ヘ) 基点第23号から真方位155度30分 120メートルの点

(ト) 基点第23号から真方位171度45分 110メートルの点

- (4) 地元地区 豊前市八屋
- (5) 制限又は条件 漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。

(6) 存続期間 平成 30 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

7

- (1) 免許番号 豊区第 7 号  
(2) 漁業権者 曾根漁業協同組合  
(3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種区画漁業	のり養殖業	9 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで

イ 漁場の位置 北九州市小倉南区大字曾根新田地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域  
基点第 11 号 北九州市小倉南区旧曾根干拓新田工区防波堤東南角に設定した標識

- (イ) 基点第 11 号から真方位 003 度 27 分 1,331 メートルの点  
(ロ) 基点第 11 号から真方位 020 度 26 分 817 メートルの点  
(ハ) 基点第 11 号から真方位 333 度 26 分 625 メートルの点  
(ニ) 基点第 11 号から真方位 336 度 39 分 1,224 メートルの点

- (4) 地元地区 北九州市小倉南区曾根新田、同区曾根新田北及び同区曾根新田南  
(5) 制限又は条件 漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。  
(6) 存続期間 平成 30 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

8

- (1) 免許番号 豊区第 101 号  
(2) 漁業権者 蓑島漁業協同組合  
(3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種区画漁業	のり養殖業	9 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで

イ 漁場の位置 行橋市大字蓑島地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域  
基点第 17 号 行橋市大字蓑島北東端岩礁に設定した標識

- (イ) 基点第 17 号から真方位 021 度 00 分 2,085 メートルの点  
(ロ) 基点第 17 号から真方位 085 度 10 分 1,610 メートルの点  
(ハ) 基点第 17 号から真方位 098 度 30 分 1,035 メートルの点  
(ニ) 基点第 17 号から真方位 007 度 15 分 1,660 メートルの点

- (4) 地元地区 行橋市蓑島  
(5) 制限又は条件 漁期終了までに当該養殖施設を撤去しなければならない。  
(6) 存続期間 平成 30 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

9

- (1) 免許番号 豊区第 201 号
- (2) 漁業権者 豊前海北部漁業協同組合
- (3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 北九州市門司区大字柄杓田地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域  
基点第5号 北九州市門司区大字柄杓田の柄杓田漁港に設置された濱井房吉君頌

君碑

- (イ) 基点第5号から真方位 030 度 04 分 106 メートルの点
- (ロ) 基点第5号から真方位 039 度 59 分 120 メートルの点
- (ハ) 基点第5号から真方位 041 度 34 分 116 メートルの点
- (ニ) 基点第5号から真方位 031 度 28 分 102 メートルの点
- (4) 地元地区 北九州市門司区柄杓田、同区柄杓田町及び同区喜多久
- (5) 制限又は条件 なし
- (6) 存続期間 平成 30 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

10

- (1) 免許番号 豊区第 202 号
- (2) 漁業権者 豊前海北部漁業協同組合
- (3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 北九州市門司区大字喜多久地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域  
基点第4号 北九州市門司区大字喜多久字江の崎小島南端に設定した標識

- (イ) 基点第4号から真方位 075 度 00 分 1,880 メートルの点
- (ロ) 基点第4号から真方位 123 度 20 分 1,940 メートルの点
- (ハ) 基点第4号から真方位 145 度 55 分 1,300 メートルの点
- (ニ) 基点第4号から真方位 060 度 15 分 1,340 メートルの点
- (4) 地元地区 北九州市門司区柄杓田、同区柄杓田町及び同区喜多久
- (5) 制限又は条件 なし
- (6) 存続期間 平成 30 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

1 1

- (1) 免許番号 豊区第 203 号
- (2) 漁業権者 豊前海北部漁業協同組合
- (3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 北九州市門司区大字伊川地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第6号 北九州市門司区大字柄杓田の柄杓田漁港防波堤突端に設定した標識

- (イ) 基点第6号から真方位 098 度 30 分 2,120 メートルの点
- (ロ) 基点第6号から真方位 139 度 30 分 2,170 メートルの点
- (ハ) 基点第6号から真方位 157 度 00 分 1,450 メートルの点
- (ニ) 基点第6号から真方位 136 度 00 分 1,010 メートルの点
- (ホ) 基点第6号から真方位 111 度 00 分 1,190 メートルの点

- (4) 地元地区 北九州市門司区柄杓田、同区柄杓田町及び同区喜多久
- (5) 制限又は条件 なし
- (6) 存続期間 平成 30 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

1 2

- (1) 免許番号 豊区第 204 号
- (2) 漁業権者 豊前海北部漁業協同組合
- (3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 北九州市門司区大字浦中地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ハ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第7号 北九州市門司区恒見新門司一期埋立護岸の南西角に設定した標識

- (イ) 基点第7号から真方位 315 度 30 分 322 メートルの点
- (ロ) 基点第7号から真方位 310 度 00 分 291 メートルの点
- (ハ) 基点第7号から真方位 305 度 00 分 250 メートルの点
- (ニ) 基点第7号から真方位 297 度 00 分 279 メートルの点
- (ホ) 基点第7号から真方位 302 度 30 分 317 メートルの点
- (ハ) 基点第7号から真方位 309 度 26 分 345 メートルの点

- (4) 地元地区 北九州市門司区恒見、同区恒見町及び同区吉志

- (5) 制限又は条件 なし
- (6) 存続期間 平成 30 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

1 3

- (1) 免許番号 豊区第 205 号
- (2) 漁業権者 豊前海北部漁業協同組合
- (3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種区画漁業	かき養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

イ 漁場の位置 北九州市門司区大字井の浦地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第 7 号 北九州市門司区恒見新門司一期埋立護岸の南西角に設定した標識

- (イ) 基点第 7 号から真方位 227 度 42 分 745 メートルの点
- (ロ) 基点第 7 号から真方位 223 度 52 分 732 メートルの点
- (ハ) 基点第 7 号から真方位 224 度 35 分 839 メートルの点
- (ニ) 基点第 7 号から真方位 228 度 20 分 846 メートルの点

- (4) 地元地区 北九州市門司区恒見、同区恒見町及び同区吉志
- (5) 制限又は条件 なし
- (6) 存続期間 平成 30 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

1 4

- (1) 免許番号 豊区第 206 号
- (2) 漁業権者 豊前海北部漁業協同組合
- (3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種区画漁業	かき養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

イ 漁場の位置 北九州市門司区大字恒見地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第 13 号 京都郡苅田町松山地区工業用地北角に設定した標識

- (イ) 基点第 13 号から真方位 008 度 01 分 2,955 メートルの点
- (ロ) 基点第 13 号から真方位 019 度 43 分 1,818 メートルの点
- (ハ) 基点第 13 号から真方位 357 度 17 分 1,680 メートルの点
- (ニ) 基点第 13 号から真方位 351 度 31 分 1,731 メートルの点
- (ホ) 基点第 13 号から真方位 317 度 53 分 2,235 メートルの点

- (ハ) 基点第 13 号から真方位 330 度 13 分 3,297 メートルの点
- (4) 地元地区 北九州市門司区恒見、同区恒見町及び同区吉志
- (5) 制限又は条件 なし
- (6) 存続期間 平成 30 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

1 5

- (1) 免許番号 豊区第 207 号
- (2) 漁業権者 北九州東部漁業協同組合
- (3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種区画漁業	かき養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

イ 漁場の位置 北九州市小倉南区井の浦地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第 8 号 北九州市小倉南区井野浦港防波堤突端に設定した標識

- (イ) 基点第 8 号から真方位 249 度 02 分 243 メートルの点
- (ロ) 基点第 8 号から真方位 247 度 03 分 222 メートルの点
- (ハ) 基点第 8 号から真方位 240 度 25 分 236 メートルの点
- (ニ) 基点第 8 号から真方位 239 度 47 分 254 メートルの点

- (4) 地元地区 北九州市小倉南区吉田、同区下吉田及び同区上吉田
- (5) 制限又は条件 なし
- (6) 存続期間 平成 30 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

1 6

- (1) 免許番号 豊区第 208 号
- (2) 漁業権者 北九州東部漁業協同組合
- (3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種区画漁業	かき養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

イ 漁場の位置 北九州市小倉南区大字吉田地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ハ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第 13 号 京都郡苅田町松山地区工業用地北角に設定した標識

- (イ) 基点第 13 号から真方位 019 度 43 分 1,818 メートルの点
- (ロ) 基点第 13 号から真方位 024 度 42 分 1,586 メートルの点
- (ハ) 基点第 13 号から真方位 311 度 13 分 2,053 メートルの点

- (ニ) 基点第 13 号から真方位 316 度 41 分 2,273 メートルの点
- (ホ) 基点第 13 号から真方位 351 度 31 分 1,731 メートルの点
- (ハ) 基点第 13 号から真方位 357 度 17 分 1,680 メートルの点
- (4) 地元地区 北九州市小倉南区吉田、同区下吉田及び同区上吉田
- (5) 制限又は条件 なし
- (6) 存続期間 平成 30 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

1 7

- (1) 免許番号 豊区第 209 号
- (2) 漁業権者 曾根漁業協同組合
- (3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種区画漁業	かき養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

イ 漁場の位置 北九州市小倉南区大字曾根新田地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ハ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって  
囲まれた区域

基点第 13 号 京都郡苅田町松山地区工業用地北角に設定した標識

- (イ) 基点第 13 号から真方位 037 度 40 分 1,871 メートルの点
- (ロ) 基点第 13 号から真方位 046 度 48 分 1,646 メートルの点
- (ハ) 基点第 13 号から真方位 049 度 34 分 1,772 メートルの点
- (ニ) 基点第 13 号から真方位 060 度 34 分 1,625 メートルの点
- (ホ) 基点第 13 号から真方位 057 度 29 分 1,129 メートルの点
- (ハ) 基点第 13 号から真方位 028 度 43 分 1,652 メートルの点
- (4) 地元地区 北九州市小倉南区曾根新田、同区曾根新田北及び同区曾根新田南
- (5) 制限又は条件 なし
- (6) 存続期間 平成 30 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

1 8

- (1) 免許番号 豊区第 210 号
- (2) 漁業権者 曾根漁業協同組合
- (3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種区画漁業	かき養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

イ 漁場の位置 北九州市小倉南区大字曾根新田地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ハ)、(ト)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によ  
って囲まれた区域

基点第 13 号 京都郡苅田町松山地区工業用地北角に設定した標識

- (イ) 基点第 13 号から真方位 024 度 42 分 1,586 メートルの点
  - (ロ) 基点第 13 号から真方位 056 度 45 分 974 メートルの点
  - (ハ) 基点第 13 号から真方位 037 度 43 分 339 メートルの点
  - (ニ) 基点第 13 号から真方位 355 度 17 分 205 メートルの点
  - (ホ) 基点第 13 号から真方位 281 度 50 分 722 メートルの点
  - (ヘ) 基点第 13 号から真方位 273 度 47 分 1,824 メートルの点
  - (ト) 基点第 13 号から真方位 303 度 24 分 2,408 メートルの点
- (4) 地元地区 北九州市小倉南区曾根新田、同区曾根新田北及び同区曾根新田南
- (5) 制限又は条件 なし
- (6) 存続期間 平成 30 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

19

- (1) 免許番号 豊区第 211 号
- (2) 漁業権者 曾根漁業協同組合
- (3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種区画漁業	かき養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

イ 漁場の位置 北九州市小倉南区大字曾根新田地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって  
囲まれた区域

基点第 10 号 北九州市小倉南区旧曾根干拓貫川河口防波堤突端に設定した標識

- (イ) 基点第 10 号から真方位 062 度 15 分 1,550 メートルの点
  - (ロ) 基点第 10 号から真方位 070 度 32 分 1,565 メートルの点
  - (ハ) 基点第 10 号から真方位 070 度 28 分 1,320 メートルの点
  - (ニ) 基点第 10 号から真方位 064 度 46 分 1,319 メートルの点
  - (ホ) 基点第 10 号から真方位 065 度 15 分 1,464 メートルの点
  - (ヘ) 基点第 10 号から真方位 061 度 32 分 1,476 メートルの点
- (4) 地元地区 北九州市小倉南区曾根新田、同区曾根新田北及び同区曾根新田南
- (5) 制限又は条件 なし
- (6) 存続期間 平成 30 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

20

- (1) 免許番号 豊区第 212 号
- (2) 漁業権者 苅田町漁業協同組合
- (3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 京都郡苅田町地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第13号 京都郡苅田町松山地区工業用地北角に設定した標識

(イ) 基点第13号から真方位078度46分 1,517メートルの点

(ロ) 基点第13号から真方位110度33分 1,763メートルの点

(ハ) 基点第13号から真方位124度54分 1,401メートルの点

(ニ) 基点第13号から真方位080度13分 1,027メートルの点

(ホ) 基点第13号から真方位076度45分 1,321メートルの点

(4) 地元地区 京都郡苅田町

(5) 制限又は条件 なし

(6) 存続期間 平成30年9月1日から令和5年8月31日まで

## 2 1

(1) 免許番号 豊区第213号

(2) 漁業権者 苅田町漁業協同組合

(3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 京都郡苅田町地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第13号 京都郡苅田町松山地区工業用地北角に設定した標識

(イ) 基点第13号から真方位082度38分 876メートルの点

(ロ) 基点第13号から真方位129度21分 1,320メートルの点

(ハ) 基点第13号から真方位143度06分 1,174メートルの点

(ニ) 基点第13号から真方位105度31分 382メートルの点

(4) 地元地区 京都郡苅田町

(5) 制限又は条件 なし

(6) 存続期間 平成30年9月1日から令和5年8月31日まで

## 2 2

(1) 免許番号 豊区第214号

(2) 漁業権者 苅田町漁業協同組合

(3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 京都郡苅田町地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第13号 京都郡苅田町松山地区工業用地北角に設定した標識

(イ) 基点第13号から真方位321度06分 248メートルの点

(ロ) 基点第13号から真方位315度27分 211メートルの点

(ハ) 基点第13号から真方位266度40分 595メートルの点

(ニ) 基点第13号から真方位257度32分 1,017メートルの点

(ホ) 基点第13号から真方位258度11分 1,411メートルの点

(ヘ) 基点第13号から真方位275度03分 1,454メートルの点

(ト) 基点第13号から真方位283度23分 653メートルの点

(4) 地元地区 京都郡苅田町

(5) 制限又は条件 なし

(6) 存続期間 平成30年9月1日から令和5年8月31日まで

## 23

(1) 免許番号 豊区第215号

(2) 漁業権者 苅田町漁業協同組合

(3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 京都郡苅田町地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第14号 京都郡苅田町苅田港南防波堤角に設定した標識

(イ) 基点第14号から真方位016度52分 1,153メートルの点

(ロ) 基点第14号から真方位028度39分 698メートルの点

(ハ) 基点第14号から真方位008度19分 1,016メートルの点

(ニ) 基点第14号から真方位011度21分 1,125メートルの点

(4) 地元地区 京都郡苅田町

(5) 制限又は条件 なし

(6) 存続期間 平成30年9月1日から令和5年8月31日まで

## 24

(1) 免許番号 豊区第216号

(2) 漁業権者 苅田町漁業協同組合

(3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 京都郡苅田町地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第14号 京都郡苅田町苅田港南防波堤角に設定した標識

(イ) 基点第14号から真方位048度45分 2,445メートルの点

(ロ) 基点第14号から真方位101度30分 2,880メートルの点

(ハ) 基点第14号から真方位121度00分 2,000メートルの点

(ニ) 基点第14号から真方位034度15分 1,370メートルの点

(4) 地元地区 京都郡苅田町

(5) 制限又は条件 なし

(6) 存続期間 平成30年9月1日から令和5年8月31日まで

25

(1) 免許番号 豊区第217号

(2) 漁業権者 蓑島漁業協同組合

(3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 行橋市大字蓑島地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第15号 行橋市大字蓑島の蓑島漁港(本港)防波堤突端に設定した標識

(イ) 基点第15号から真方位229度49分 249メートルの点

(ロ) 基点第15号から真方位201度59分 398メートルの点

(ハ) 基点第15号から真方位209度50分 441メートルの点

(ニ) 基点第15号から真方位237度08分 303メートルの点

(4) 地元地区 行橋市蓑島

(5) 制限又は条件 なし

(6) 存続期間 平成30年9月1日から令和5年8月31日まで

26

(1) 免許番号 豊区第218号

(2) 漁業権者 蓑島漁業協同組合

(3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 行橋市大字蓑島地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第17号 行橋市大字蓑島北東端岩礁に設定した標識

(イ) 基点第17号から真方位046度11分 4,123メートルの点

(ロ) 基点第17号から真方位080度03分 3,944メートルの点

(ハ) 基点第17号から真方位091度00分 2,310メートルの点

(ニ) 基点第17号から真方位087度06分 2,245メートルの点

(ホ) 基点第17号から真方位036度25分 2,904メートルの点

(4) 地元地区 行橋市蓑島

(5) 制限又は条件 なし

(6) 存続期間 平成30年9月1日から令和5年8月31日まで

## 27

(1) 免許番号 豊区第219号

(2) 漁業権者 豊築漁業協同組合

(3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 築上郡築上町大字湊地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第20号 築上郡築上町大字湊の椎田漁港北東側岸壁角に設定した標識

(イ) 基点第20号から真方位235度30分 229メートルの点

(ロ) 基点第20号から真方位236度14分 223メートルの点

(ハ) 基点第20号から真方位232度37分 225メートルの点

(ニ) 基点第20号から真方位231度59分 232メートルの点

(4) 地元地区 築上郡築上町湊及び同町宇留津

(5) 制限又は条件 なし

(6) 存続期間 平成30年9月1日から令和5年8月31日まで

## 28

(1) 免許番号 豊区第220号

(2) 漁業権者 豊築漁業協同組合

(3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 築上郡築上町大字有安地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第21号 築上郡築上町農林水産省椎田干拓堤防北側階段下に設定した標識

(イ) 基点第21号から真方位049度00分 3,250メートルの点

(ロ) 基点第21号から真方位067度58分 3,439メートルの点

(ハ) 基点第21号から真方位071度47分 3,004メートルの点

(ニ) 基点第21号から真方位048度00分 2,780メートルの点

(4) 地元地区 築上郡築上町湊及び同町宇留津

(5) 制限又は条件 なし

(6) 存続期間 平成30年9月1日から令和5年8月31日まで

29

(1) 免許番号 豊区第221号

(2) 漁業権者 豊築漁業協同組合

(3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 豊前市大字松江地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第22号 豊前市大字松江の松江漁港防波堤突端に設定した標識

(イ) 基点第22号から真方位024度51分 2,960メートルの点

(ロ) 基点第22号から真方位028度18分 1,980メートルの点

(ハ) 基点第22号から真方位000度24分 2,150メートルの点

(ニ) 基点第22号から真方位006度00分 3,090メートルの点

(4) 地元地区 豊前市松江及び同市高田

(5) 制限又は条件 なし

(6) 存続期間 平成30年9月1日から令和5年8月31日まで

30

(1) 免許番号 豊区第222号

(2) 漁業権者 豊築漁業協同組合

(3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期

第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで
---------	-------	----------------

イ 漁場の位置 豊前市大字松江地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第29号 豊前市大字松江の松江漁港に設置された松港之碑

(イ) 基点第29号から真方位109度40分 16メートルの点

(ロ) 基点第29号から真方位110度37分 32メートルの点

(ハ) 基点第29号から真方位117度56分 32メートルの点

(ニ) 基点第29号から真方位123度33分 16メートルの点

(4) 地元地区 豊前市松江及び同市高田

(5) 制限又は条件 なし

(6) 存続期間 平成30年9月1日から令和5年8月31日まで

### 3 1

(1) 免許番号 豊区第223号

(2) 漁業権者 豊築漁業協同組合

(3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 豊前市大字八屋地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第23号 豊前市大字八屋九電築上発電所埋立地東北角に設定した標識

(イ) 基点第23号から真方位091度51分 287メートルの点

(ロ) 基点第23号から真方位099度58分 300メートルの点

(ハ) 基点第23号から真方位101度40分 283メートルの点

(ニ) 基点第23号から真方位091度56分 276メートルの点

(4) 地元地区 豊前市八屋

(5) 制限又は条件 なし

(6) 存続期間 平成30年9月1日から令和5年8月31日まで

### 3 2

(1) 免許番号 豊区第224号

(2) 漁業権者 豊築漁業協同組合

(3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 豊前市大字宇島地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第 24 号 豊前市大字宇島の宇島漁港に設置された宇島漁港之碑

(イ) 基点第 24 号から真方位 062 度 47 分 110 メートルの点

(ロ) 基点第 24 号から真方位 070 度 17 分 110 メートルの点

(ハ) 基点第 24 号から真方位 071 度 25 分 82 メートルの点

(ニ) 基点第 24 号から真方位 060 度 37 分 87 メートルの点

(4) 地元地区 豊前市宇島、同市赤熊及び同市沓川

(5) 制限又は条件 なし

(6) 存続期間 平成 30 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

### 3 3

(1) 免許番号 豊区第 225 号

(2) 漁業権者 豊築漁業協同組合

(3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種区画漁業	かき養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

イ 漁場の位置 豊前市大字宇島地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第 25 号 豊前市大字宇島の宇島漁港口東防波堤東端に設定した標識

(イ) 基点第 25 号から真方位 336 度 30 分 2,010 メートルの点

(ロ) 基点第 25 号から真方位 039 度 00 分 2,690 メートルの点

(ハ) 基点第 25 号から真方位 057 度 33 分 2,078 メートルの点

(ニ) 基点第 25 号から真方位 322 度 03 分 1,235 メートルの点

(4) 地元地区 豊前市宇島、同市赤熊及び同市沓川

(5) 制限又は条件 なし

(6) 存続期間 平成 30 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

### 3 4

(1) 免許番号 豊区第 226 号

(2) 漁業権者 吉富漁業協同組合

(3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種区画漁業	かき養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

イ 漁場の位置 築上郡吉富町大字小祝地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第 28 号 築上郡吉富町の吉富漁港に設置された吉富漁港の碑

- (イ) 基点第 28 号から真方位 309 度 15 分 102 メートルの点
- (ロ) 基点第 28 号から真方位 307 度 40 分 108 メートルの点
- (ハ) 基点第 28 号から真方位 335 度 56 分 170 メートルの点
- (ニ) 基点第 28 号から真方位 341 度 31 分 160 メートルの点
- (ホ) 基点第 28 号から真方位 333 度 15 分 130 メートルの点
- (ヘ) 基点第 28 号から真方位 331 度 19 分 132 メートルの点

- (4) 地元地区 築上郡吉富町小犬丸及び同町小祝
- (5) 制限又は条件 なし
- (6) 存続期間 平成 30 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

### 3 5

- (1) 免許番号 豊区第 227 号
- (2) 漁業権者 吉富漁業協同組合
- (3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種区画漁業	かき養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

イ 漁場の位置 築上郡吉富町大字小祝地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第 26 号 豊前市大字三毛門小境川導流堤突端に設定した標識

基点第 27 号 築上郡吉富町の吉富漁港護岸北東角に設定した標識

- (イ) 基点第 26 号から真方位 358 度 30 分 4,040 メートルの点
- (ロ) 基点第 27 号から真方位 007 度 00 分 3,520 メートルの点
- (ハ) 基点第 27 号から真方位 007 度 00 分 2,130 メートルの点
- (ニ) 基点第 26 号から真方位 358 度 30 分 1,922 メートルの点

- (4) 地元地区 築上郡吉富町小犬丸及び同町小祝
- (5) 制限又は条件 なし
- (6) 存続期間 平成 30 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

### 3 6

- (1) 免許番号 豊区第 301 号
- (2) 漁業権者 豊築漁業協同組合
- (3) 免許の内容

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき・わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 豊前市大字八屋地先

ウ 漁場の区域

次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

基点第22号 豊前市大字松江の松江漁港防波堤突端に設定した標識

(イ) 基点第22号から真方位031度01分 2,450メートルの点

(ロ) 基点第22号から真方位054度45分 2,870メートルの点

(ハ) 基点第22号から真方位073度30分 2,310メートルの点

(ニ) 基点第22号から真方位070度30分 1,910メートルの点

(ホ) 基点第22号から真方位067度30分 1,623メートルの点

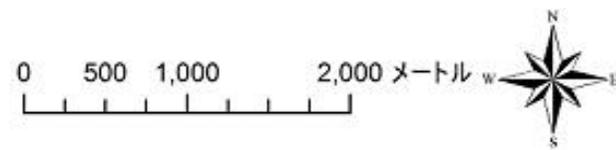
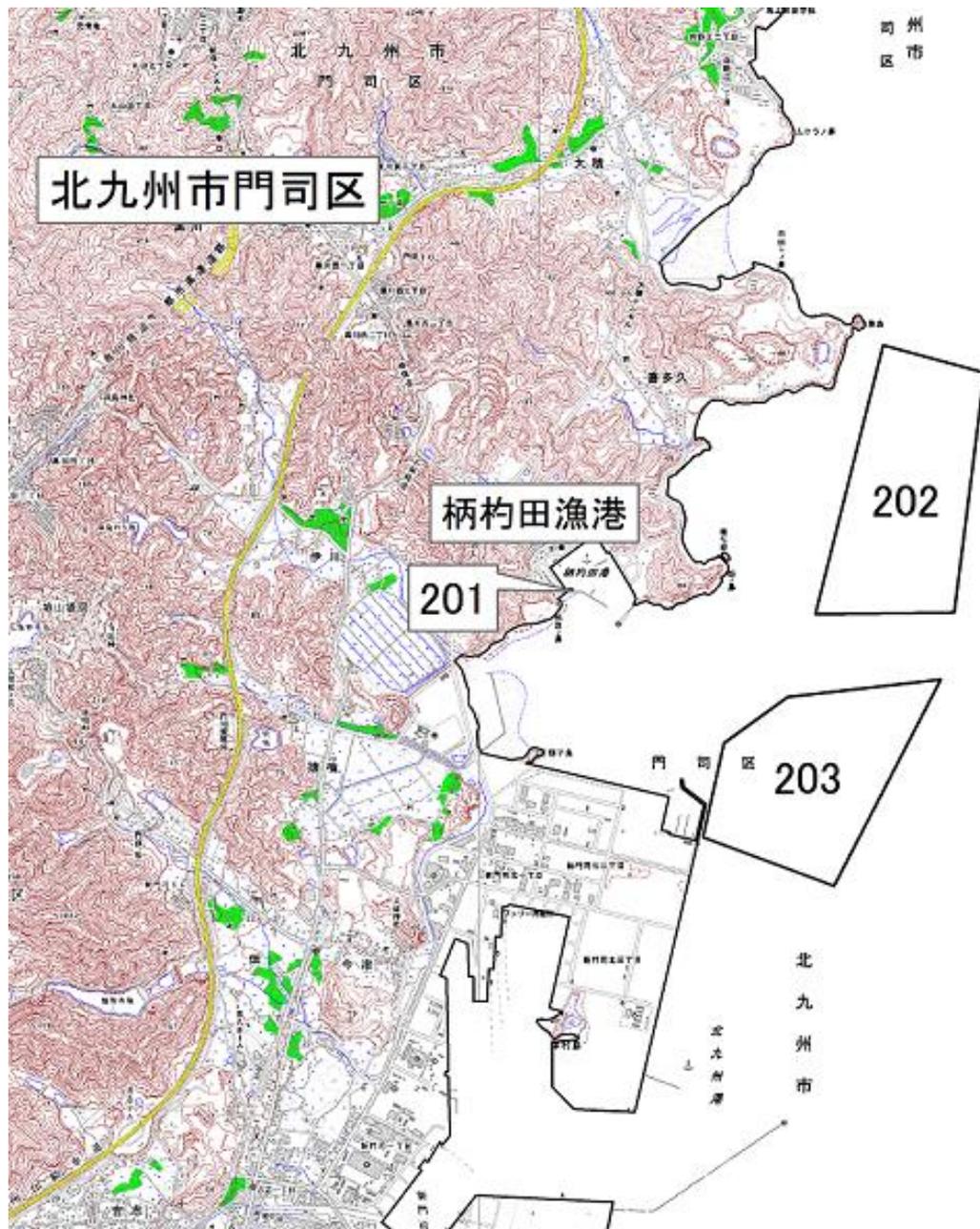
(ヘ) 基点第22号から真方位054度07分 1,150メートルの点

(ト) 基点第22号から真方位039度40分 1,520メートルの点

(4) 地元地区 豊前市八屋

(5) 制限又は条件 なし

(6) 存続期間 平成30年9月1日から令和5年8月31日まで

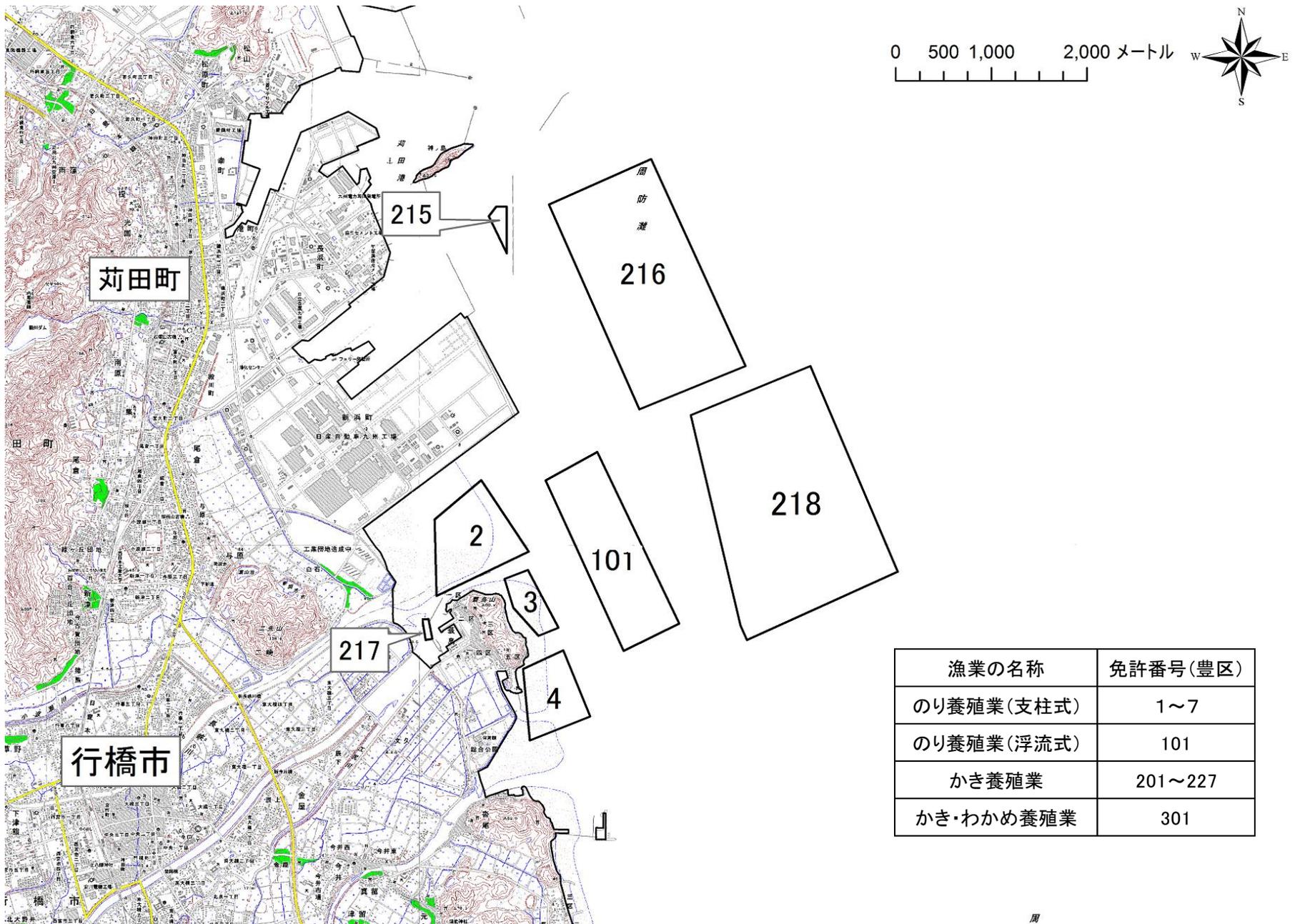


漁業の名称	免許番号(豊区)
のり養殖業(支柱式)	1~7
のり養殖業(浮流式)	101
かき養殖業	201~227
かき・わかめ養殖業	301

原  
防  
署



漁業の名称	免許番号(豊区)
のり養殖業(支柱式)	1~7
のり養殖業(浮流式)	101
かき養殖業	201~227
かき・わかめ養殖業	301



漁業の名称	免許番号(豊区)
のり養殖業(支柱式)	1~7
のり養殖業(浮流式)	101
かき養殖業	201~227
かき・わかめ養殖業	301

0 500 1,000 2,000メートル



漁業の名称	免許番号(豊区)
のり養殖業(支柱式)	1~7
のり養殖業(浮流式)	101
かき養殖業	201~227
かき・わかめ養殖業	301

